

徳島県告示第六百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十一条第一項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつた。

令和三年九月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	開 設 者	辞 退 年 月 日
石田歯科医院	徳島市津田浜之町一―二八	石田 淳	令和三年八月 三十一日